

## 新医師臨床研修制度実施推進本部の設置について

平成15年3月28日  
厚生労働省

1. 平成16年度から施行される新医師臨床研修制度について、その円滑かつ着実な実施を図るため、木村厚生労働副大臣を本部長とし、鴨下厚生労働副大臣を本部長代理として新医師臨床研修制度実施推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。
2. 推進本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長	木村厚生労働副大臣
本部長代理	鴨下厚生労働副大臣
副本部長	事務次官、厚生労働審議官
本部員	官房長、医政局長、健康局長、 労働基準局長、職業安定局長、老健局長、 保険局長、審議官(医療保険、医政担当)、 国立病院部長

3. 推進本部に事務局を置き、構成員を次のとおりとする。

事務局長	医政局長
事務局次長	医政局総務課長、医事課長
事務局員	大臣官房参事官(健康担当)、 医政局指導課長、健康局総務課長、 国立病院部企画課長、医療指導課長、 労働基準局監督課長、 職業安定局民間需給調整課長、 老健局老人保健課長、保険局総務課長、 医療課長

4. 推進本部の庶務は、医政局総務課の協力を得て、医政局医事課において処理する。